

2024年6月

重要

JICA 海外協力隊 派遣予定の皆様へ

青年海外協力隊事務局
海外業務第一課・第二課

【注意喚起】一般旅券の記載事項に変更がある場合の対応について

JICA 海外協力隊は国の用務として外国に渡航するため、派遣に際し特別に公用旅券が発給されます。公用旅券と一般旅券の記載事項（氏名・本籍地等）は同一とする必要がありますので、戸籍（氏名・本籍地等）に変更が生じた場合、速やかに管轄のパスポートセンターにて有効な一般旅券の記載事項変更手続きを行ってください。同手続きが完了していない場合は、公用旅券の申請ができません。本人による記載事項変更手続きが終了してから公用旅券を申請するため、出発が遅れるなど支障が生じることがあります。余裕をもって事前の手続きを終えていただくようお願いいたします。

記

1. 一般旅券の記載事項変更手続きが必要な方
 - ・ 結婚や養子縁組等により、氏名に変更が生じた方
 - ・ 本籍地の都道府県に変更が生じた方
 - ・ 国際結婚等により、外国の氏名等を別名として追記または削除する方
2. 上記1. に該当する方は、次のいずれかの手続きが必要です。
 - (1) 一般旅券の新規申請
新たに有効期間10年（手数料16,000円）または5年（手数料11,000円）の一般旅券を申請する。
 - (2) 残存有効期間同一申請
現在お持ちの一般旅券の残存有効期間と同一の残存有効期間の一般旅券を申請する（手数料6,000円）。

※詳細は外務省のホームページをご確認ください。

氏名や本籍等の変更：<https://x.gd/4bQLu>

パスポート申請先都道府県ホームページへのリンク：<https://x.gd/kcu7q>

3. 本件に関するお問い合わせ

青年海外協力隊事務局 海外業務第一課・第二課 派遣班

TEL：03-5226-8095 MAIL：jocv_oad_hkn@jica.go.jp

以上